

(平成22年度) 食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補を選定するための案件一覧 (抜粋)

※ 情報源 (1: 関係機関、マスメディア等の情報 2: 食品安全ダイヤル食品安全モニター等報告等の情報 3: 委員会への要望書等の情報 4: 外部募集に寄せられた情報)

注: 欄外のアルファベットについては、第35回企画専門調査会の議論において整理された結果であり、それぞれ次のことを表している。

- A・・・「自ら評価」の対象とすることのフィージビリティ (科学的知見・データの有無など) をさらに詳細に検討して整理すべきもの
- B・・・健康に悪影響を及ぼす恐れがあることを示す情報が確認できない (ため、科学的データに基づいて評価するという安全委員会の基本、これに基づく「自ら評価」の対象とは現時点では出来ないもの、しない) もの
- C・・・評価に値する知見やデータの有無について、担当の専門調査会の意見を聞くべきもの
- D・・・いわゆる健康食品のようにある特定の消費者がある特定の目的をもって意図的に、つまり自ら進んで利用するものであって、一般の消費者が通常消費するものではない、つまり一般性に欠ける (ため、「自ら評価」の対象としての優先順位は高くない、評価の対象とはしない) もの
- E・・・過剰摂取など個人の食生活のあり方の問題である (ため、「自ら評価」の対象としてはやはり優先順位が低い、つまり今回の対象とはしない) もの
- F・・・リスク管理機関の対応状況を見守るべきものや食品安全委員会において評価中又は実施済のもの

1 調理器具等からの溶出が懸念される物質

15件には調理器具と容器包装が含まれる。調理器具からの溶出一般をテーマとする整理もあり得る。

番号	物質名 (危害要因)	情報源 (※)	件数	提案理由
A	(1) ポリフッ化エチレン	2	1	リスクの高い有機化合物が含有されていることの情報があるため。
A	(2) シリコーン	2	1	高温時に流出物質が食品に入り込み、人体への影響が懸念されるため。
A	(3) パーフルオロ化合物	2	1	難分解性であり、生物への蓄積性もあり実験動物における毒性効果もあるという情報があるため。
A	(4) ラップフィルム	2	2	食品にくっついてしまい、取りにくい場合がある。メーカーも充分検査していると思うが、食品に悪影響は無いのかと不安であるため。
A	(5) 食器から溶出するク	1、2	2	ナイフやフォークなどの一部ステンレス製品からクロムの溶出事例があり不安なため。

8 プリオン・BSE

5件の要望があった。

番号	物質名 (危害要因)	情報源	件数	提案理由
F	(1) 米国産牛肉	1、4	5	過去に食品安全委員会で評価を行い中間とりまとめを行っているが、米国産輸入牛肉について、OIEによる基準等の世界的基準と比較して現行の日本の管理基準（輸入条件）が厳しいと考えられ、管理基準を緩和する目的で再評価が必要であると考え、米国側に輸出プログラムの違反がみられるため。

9 ナノテクノロジー

2件の要望があったが、知見や範囲が不明確

番号	物質名 (危害要因)	情報源	件数	提案理由
B	(1) ナノ物質含有食品	1	1	従来の農薬や通常の食品に比べ、摂取した際に吸収されやすくADIが変わる可能性があると考え、ため。
B	(2) ナノ農薬	1	1	従来の農薬や通常の食品に比べ、摂取した際に吸収されやすくADIが変わる可能性があると考え、ため。

10 着色料・甘味料等

24件の要望があったが、食品安全委員会の評価制度創設前に添加物として指定されたものの扱いの整理が必要

番号	物質名 (危害要因)	情報源	件数	提案理由
C	(1) 合成着色料と保存料 の子供への影響	4	1	英国FSAの調査で6種の合成着色料（食用黄色5号（サンセットイエロー）、キノリンイエロー、アゾルビン（カルモイン）、食用赤色40号、食用黄色4号（タートラジン）、食用赤色102号）と安息香酸ナトリウムを含む食品でADHDで有意に影響があるという結果が出たため。
C	(2) 亜硝酸塩等の発色剤	2	3	明太子、筋子等多くの食品に使用されているため。

C	(3)	着色料の複合影響	2	1	色素に関する講習会において、組合わせに対しての安全性の根拠がないと聞いたので不安となったため。
C	(4)	赤色2号	2	1	米国で使用禁止となっており不安であるため。
C	(5)	古い時代に指定された添加物や国際機関で評価されていないような添加物	4	2	国際的に認められていないため。また、古い時代に指定されたものであり不安であるため。
C	(6)	スクラロース	2、4	3	下痢症状を引き起こすため。また、製造方法によっては有害物質を生み出す懸念があるため。
C	(7)	アスパルテーム	2、4	2	過剰摂取による健康への影響が心配なため。
C	(8)	サイクラミン酸ナトリウム (チクロ)	2	1	外国で流通している一方、日本では禁止されており、日本国内でも流通させてよいのではないかと考えているため。
C	(9)	人工甘味料一般	2、4	5	下痢が心配であるため。
C	(10)	トレハロース	2	1	漠然とした不安のため。

※ その他、アセスルファムカリウム (情報源：2 件数：1)、サッカリン (情報源：2 件数：1) 及び臭素酸カリウム (情報源：2 件数：2) については、食品安全委員会において評価済又は評価中である。

11 いわゆる健康食品等

19件の要望があったが、過去の自ら評価案件候補の検討においては、特定の消費者が特定の目的をもって意図的に利用するものであり、一般の消費者が通常消費するものではないとして評価対象とすることを見送っている。

番号	物質名 (危害要因)	情報源	件数	提案理由
D	(1) グルコサミン	1、2	2	グルコサミンによる血糖値上昇が報告されているため。また、グルコサミンにはインスリン抵抗性の増大及びインスリン分泌減少作用があると考えられており、不安であるため。
D	(2) トリプトファン	2	1	通常の食品に含まれる量以上の経口摂取は危険であるという情報を入手したため。
D	(3) ヒサミン	2	1	過剰摂取時のリスクの程度が不明であるため。